

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月22日

【発行者名】 UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マイケル・ケール (Michael Kehl)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ
- バランスド(米ドル)
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
- Balanced (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
バランスド(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
バランスド(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
13億3,700万米ドル(約1,519億円)
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
923億2,000万円

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2016年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(バランスド(米ドル)クラス P - a c c 投資証券については13.37米ドルに1億口およびクラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券については9,232円に1,000万口を乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.62円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月28日に提出した有価証券届出書(平成28年7月29日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、平成28年12月1日付で、保管受託銀行兼主支払事務代行会社に変更されたため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(12) 払込取扱場所

<訂正前>

(前略)

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(以下「ファンド払込日」という。)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBS(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

<訂正後>

(前略)

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(以下「ファンド払込日」という。)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(注) 2016年12月1日付で、UBSグループの欧州における富裕層向け資産管理事業の再編の一環として、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイは、UBSドイチェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)が設立された。

合併と同時に、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイは消滅し、その事業はUBSヨーロッパSEの現地支店であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店が承継した。

本投資法人とUBS(ルクセンブルグ)エス・エイとの間で締結された諸契約(預託契約を含む。)は、2016年12月1日をもって自動的にそのルクセンブルグ支店を通じて行為するUBSヨーロッパSEに移管された。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、本投資法人の保管受託銀行/主支払事務代行会社として行為する。以下同じ。

第二部 ファンド情報

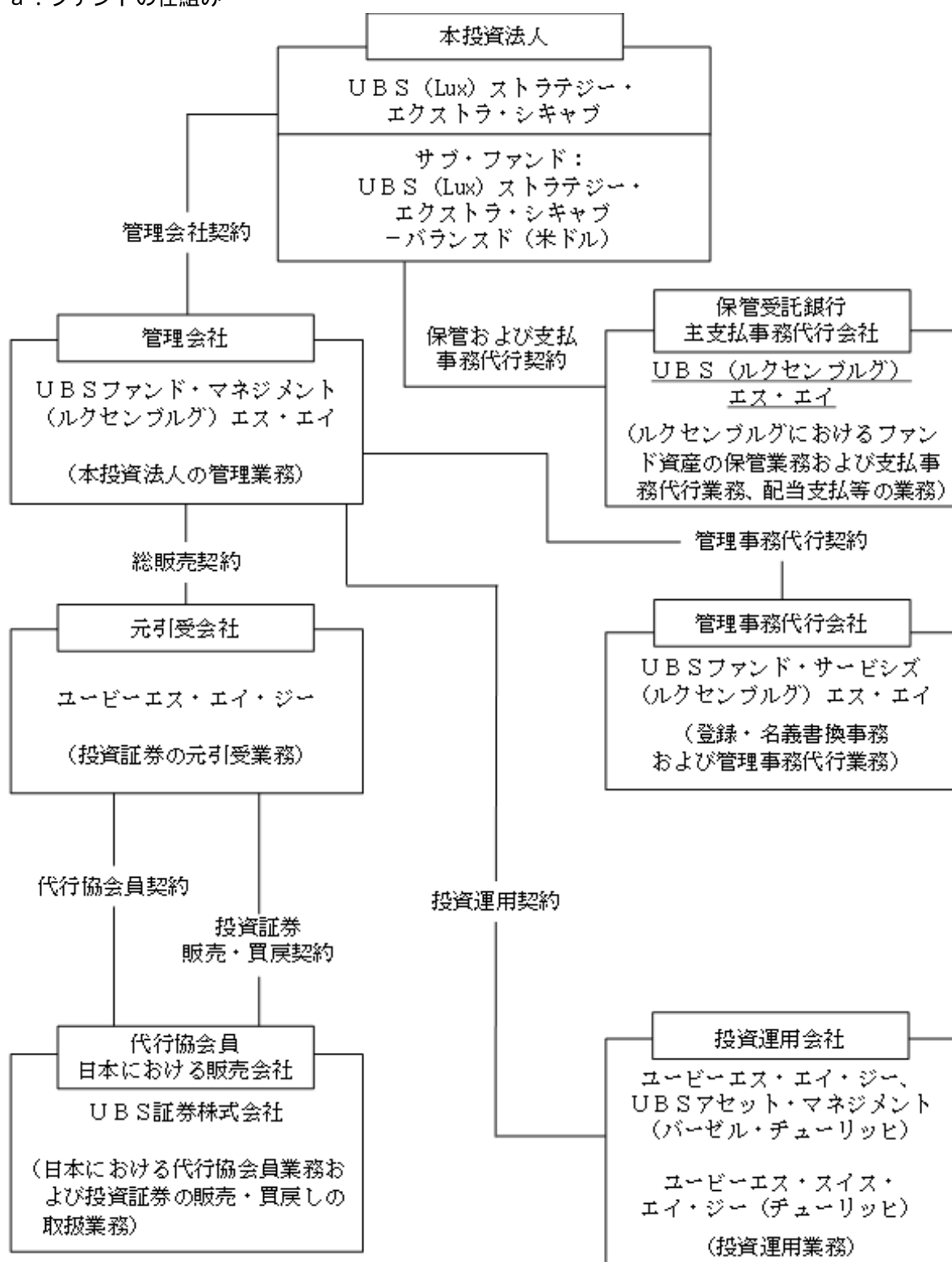
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(3) 外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



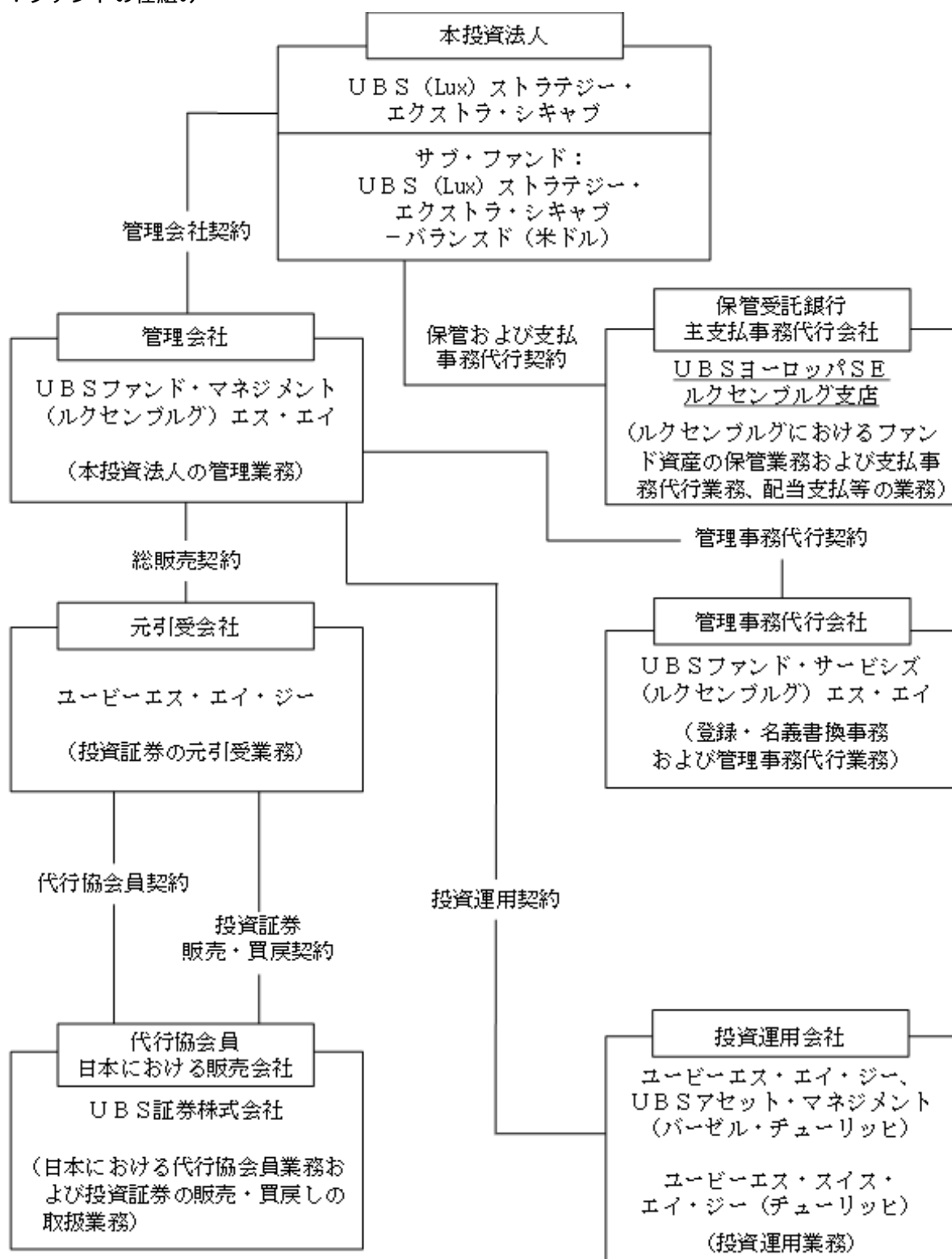
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
<u>UBS (ルクセンブルグ)</u> <u>エス・エイ</u> <u>(UBS (Luxembourg) S.A.)</u>	保管受託銀行 主支払事務代行会社	<u>2014年6月15日</u> 付で本投資法人および管理会社との間で保管および支払事務代行契約 ^(注2) を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人および管理会社との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。

(後略)

6 手続等の概要

<訂正前>

販売手続等

(中略)

(注) 各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(「ファンド払込日」)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBS(ルクセンブルグ)エス・エイのファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(後略)

<訂正後>

販売手続等

(中略)

(注) 各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(「ファンド払込日」)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

UBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2016年2月末日現在、1億5,000万スイス・フラン(約171億円)

b. 事業の内容

UBS (ルクセンブルグ) エス・エイはルクセンブルグの法律に準拠した株式会社であり、1973年8月20日に存続期間を無期限として設立された。同社の主たる業務はプライベート・バンキングであり、多数の投資信託の保管受託銀行としての業務を提供している。

(後略)

<訂正後>

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2016年12月1日現在、176,001,000ユーロ(約202億4,892万円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=115.05円)による。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS (ルクセンブルグ) エス・エイがUBS ドイツ・アヘン・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

(後略)

(2) 関係業務の概要

<訂正前>

UBS (ルクセンブルグ) エス・エイ

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

(後略)

<訂正後>

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

(後略)